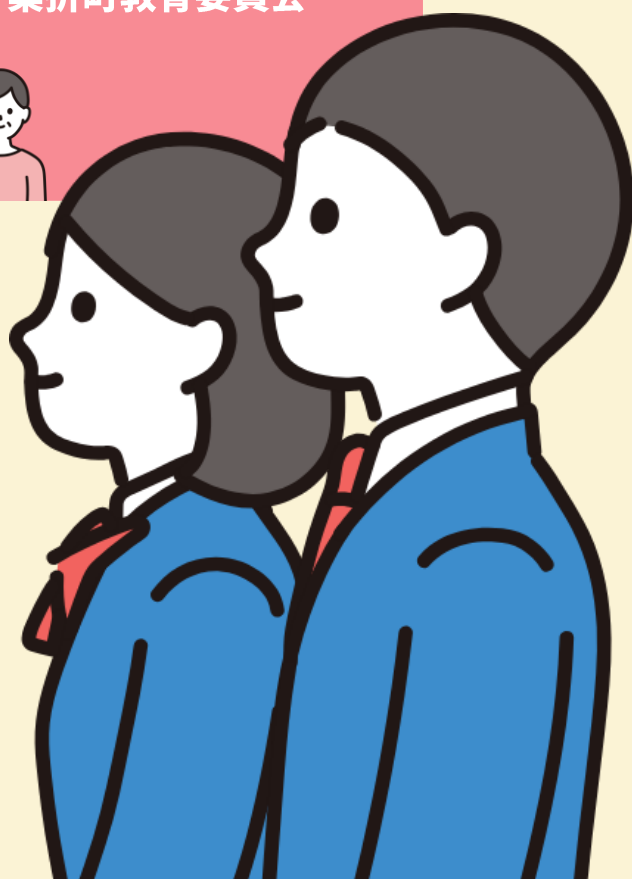




桑 折 町
義 務 教 育 学 校

基本構想 基本計画

令和8年10月 桑折町・桑折町教育委員会



Contents

第1編 序論

第1章 教育を取り巻く現状	 2
1 予測困難な現代社会	 2
2 これからの教育に求められること	 2
3 求められる学校の役割	 3
第2章 関連計画	 4
第3章 基本構想・基本計画策定の目的と背景	 5
1 目的	 5
2 背景	 5
3 検討経過	 6

第2編 基本構想

第1章 桑折町の現状	10
1 人口の推移	10
2 小中学校の現状	11
3 町民アンケート概要	12
第2章 目指す新しい学校のすがた	15
1 桑折町の教育理念	15
2 義務教育学校設置の意義	16
3 特色ある教育活動	18
4 少人数編制を望む子どもへの配慮	19
第3章 新しい学校運営の枠組み	20
1 学校の概要	20
2 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	20
3 地域開放	20
4 通学方法	21

第3編 基本計画

第1章 施設整備方針	……24
1 小中学校の位置と地域特性	……24
2 小中学校施設の現状	……25
3 義務教育学校設置候補地	……30
4 施設整備のコンセプト	……32
第2章 施設整備計画	……33
1 前提条件	……33
2 必要面積の設定	……35
3 導入機能と必要諸室	……37
4 施設整備の基本方針	……43
5 構造計画の基本方針	……49
6 設備計画の基本方針	……49
第3章 事業スケジュール(案)	……50
1 事業スケジュール(案)	……50
2 開校に向けて	……50

— 第 1 編 —
序 論

第1章 教育を取り巻く現状

1 予測困難な現代社会

現在、日本の教育を取り巻く環境は、VUCA¹時代の到来や Society 5.0²への移行、急激な少子化などを背景に、大きな転換期を迎えています。

令和6年度には小・中学校の不登校児童生徒数が35万人に達するなど、子どもたちを取り巻く課題は深刻さを増しており、速やかな対応が必要です。また、教育現場では、教員の働き方改革の推進も求められています。

2 これからの教育に求められること

これからの教育には、多様な人々と協働しながら、自律的に社会を切り拓く資質・能力の育成が求められています。

学習指導要領が掲げる「知・徳・体」のバランスのとれた力(生きる力)を基盤とし、ICTを最大限に活用して個々の特性や学習進度に応じた「個別最適な学び」と、他者との対話を通じて新たな価値を創造する「協働的な学び」を一体的に充実させることが不可欠です。

あわせて、子どもたちが実社会や地域社会の課題に主体的に向き合い、情報を収集・分析し、自ら問いを立て、考えを深め、表現する「探究学習」を充実させることが重要です。こうした学びは、各教科等で身に付けた知識や技能を相互に関連付けながら活用し、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を育むとともに、学ぶ意義を実感し、自己の生き方や社会との関わりを考える力を養うものです。

また、国の第4期教育振興基本計画では、個人と社会の調和を図る日本社会に根差したウェルビーイングの向上が掲げられており、「個別最適な学び」「協働的な学び」「探究的な学び」やSTEAM教育³の推進を通じて、持続可能な社会の創り手を育成することが重要となります。

¹ Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字を取った言葉で、未来の予測が困難な現代社会を表す。

² 狩猟社会【Society 1.0】、農耕社会【Society 2.0】、工業社会【Society 3.0】、情報社会【Society 4.0】に続く、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

³ 科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、数学(Mathematics)の4分野(STEM)に加え、芸術・文化・生活・経済・法律・政治・倫理等を含めた広い範囲で芸術・教養(Arts)を定義し、各教科等での学習を実社会の問題発見・解決力に生かしていくための横断学習を進める教育理念。

3 求められる学校の役割

これからの学校は、単に知識を教えるだけではなく、学んだことを生きる力に変える支援・指導が求められます。

現代は、自宅でも ICT を活用して個別最適化された学習を進めることができます。そのような中でも、学校という他者と直接関わり合う場所は、自分一人では気づけなかった考えに触れ、仲間と一緒に難しい課題に挑戦したり、互いに切磋琢磨して自分の可能性を実感するような体験を提供しなければなりません。

子どもたちがそのような体験を通して、これからの予測困難な現代社会を生きる力を身に付け、未来の社会を創る担い手になれるよう支えていくことが学校の最も重要な役割となります。

第2章 関連計画

桑折町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」(令和3年9月策定)

施策 5-3 学校教育の推進②(教育環境の充実)

5-3-4 小中学校のあり方の検討

令和6年度に小・中学校のあり方検討委員会を設置し、長期的な見通しをもって総合的な検討を重ねることにより、小中学校のよりよいあり方を追求し、少子化への対応や学校運営の改善に係る施策の推進に取り組みます。

桑折町教育大綱(令和3年9月策定)

(2)学校教育の推進

⑥小中学校の在り方の検討

少子化への対応策の検討(学校小規模化の現状と今後の推移についての把握と分析、小学校統合についての様々な観点からの検討など)

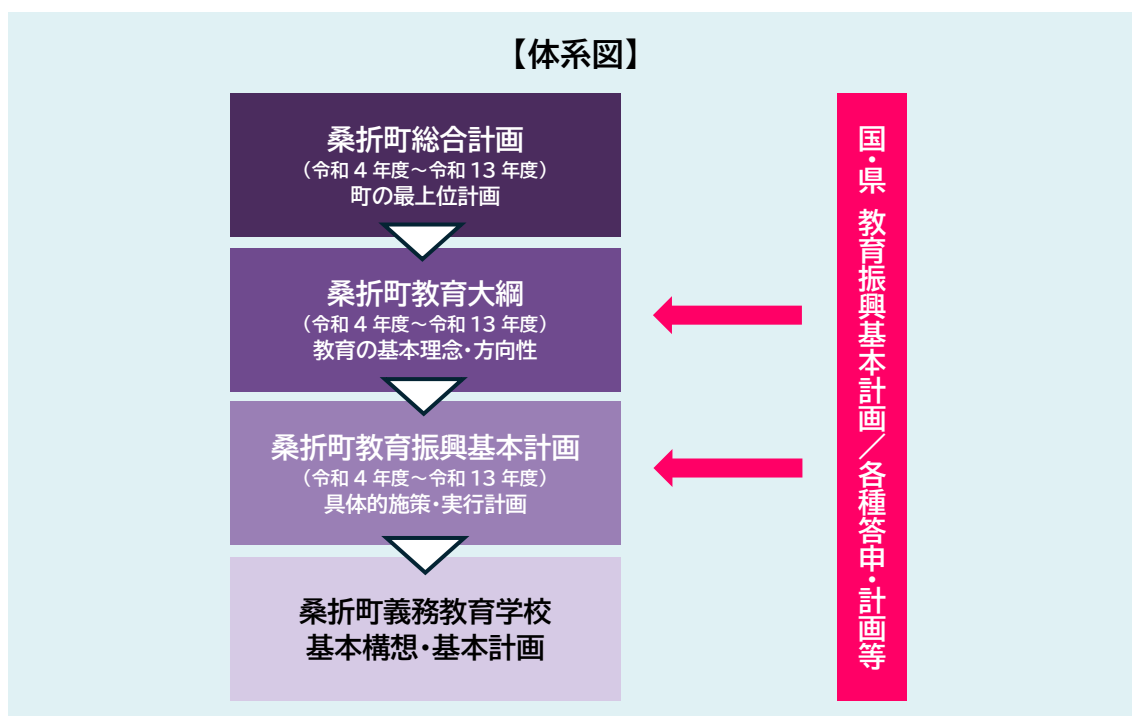
学校運営の改善の検討(働き方改革や学校・地域連携・協働の推進、小中一貫教育やコミュニティ・スクールの導入の検討など)

桑折町教育振興基本計画(令和3年8月策定)

基本的な視点⑥ 小中学校のあり方の検討

少子化への対応については、学校小規模化の現状と今後の推移についての把握と分析、小学校統合についての様々な観点からの検討などの施策を行う。

学校運営の改善については、小中一貫教育やコミュニティ・スクールの導入などの検討、学校における働き方改革などの施策を行う。



第3章 基本構想・基本計画策定の目的と背景

1 目的

桑折町義務教育学校基本構想・基本計画は、町立小学校 4 校(醸芳小学校、睦合小学校、半田醸芳小学校、伊達崎小学校)及び町立醸芳中学校を統合し、(仮称)桑折町義務教育学校を設置するにあたり、設置に必要な学校のコンセプト、整備方針、施設計画、配置等の設計に係る基本的な考え方を示すことを目的としています。

2 背景

小中学校のあり方については、令和 6 年 5 月から約 2 年にわたり、「桑折町小・中学校のあり方検討委員会」で議論を重ね、令和 7 年 10 月に町教育委員会へ提言を行いました。

提言を踏まえた上で、町教育委員会では、本町の教育の質を維持・向上させ、将来にわたって安定した教育を提供し続ける方法として、いわゆる中1ギャップ¹の解消、柔軟なカリキュラムの構築、質の高い教育の提供、異学年交流の促進など持続可能な教育の実現を勘案した結果、小中一貫教育を推進する義務教育学校を設置する方針を決定しました。

急速に進行する少子化やICT活用の進展に対応するため、可及的速やかな義務教育学校の設置が求められています。町の教育環境の現状を適切に把握し、目指すべき学校づくりを明らかにすることで、町の教育目標である「桑折町の 15 歳のめざす姿」の実現を図ります。

¹ 小学校から中学校への進学時に、環境や生活の変化になじまず適応困難が起きる現象

3 検討経過

これまでの経過は次のとおりです。

平成 22 年

- | | |
|-----|--|
| 3 月 | 教育委員会定例会にて学校統合についての方針を決定
4 小学校の中で複式学級編制が生じるなど、適正規模が維持できないような場合には、学校の統廃合について多角的かつ総合的な検討を進める。 |
|-----|--|

令和 3 年

- | | |
|-----|---|
| 8 月 | 教育委員会にて桑折町教育振興基本計画を策定
小学校統合や小中一貫教育の検討について記載 |
| 9 月 | 町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」及び
町教育大綱を策定
小中学校のあり方について記載 |

令和 5 年

- | | |
|-----|---|
| 4 月 | 睦合小学校で複式学級編制が生じる
1・2 年生及び 3・4 年生が複式学級編制となった。 |
| 5 月 | 町小・中学校のあり方調査検討委員会を設置
教育長や小中学校長などで構成し、今後の小中学校のあり方について調査・研究(令和 6 年 1 月まで計 7 回開催) |

令和 6 年

- | | |
|---------|--|
| 5 月 | 町小・中学校のあり方検討委員会を設置
有識者や学校関係者、保護者、地域住民代表で構成し、今後の小中学校のよりよいあり方について検討(令和 7 年 10 月まで計 8 回開催) |
| 11~12 月 | 町民・保護者アンケート
町民がよりよい教育環境についてどのようなイメージを持っているのかを調査 |

令和 7 年

- | | |
|------|--|
| 1 月 | 小・中学校のあり方検討に関する住民説明会を開催
町立小中学校の現状と見通し、小中学校のあり方検討について説明 |
| 6 月 | 福島県福島市立松陵義務教育学校を視察
町小・中学校のあり方検討委員会で義務教育学校を視察 |
| 10 月 | 町小・中学校のあり方検討委員会が提言(8 日)
町教育委員会へ検討結果を提言
町教育委員会の基本方針を決定(29 日)
小中学校を統合し、義務教育学校を設置する基本方針を決定 |
| 11 月 | 総合教育会議を開催(7 日)
町長と町教育委員会が、教育委員会の基本方針をもとに意見交換
政策会議で町の方針を決定(12 日、14 日)
総合教育会議の内容を踏まえ、町長をはじめとする庁内の政策会議において、小中学校を統合し、義務教育学校を設置する方針を決定 |

令和 8 年

1 月	町立小中学校統合及び義務教育学校設置に係る住民説明会を開催 町・町教育委員会の方針について説明
2 月	町義務教育学校基本構想等検討委員会を設置(17 日) 有識者や学校関係者、保護者で構成し、義務教育学校の設置に向け、基本構想・基本計画の検討並びに学校設置に係る必要事項の協議(令和 8 年 8 月まで計 6 回開催) 福島県双葉郡大熊町立学び舎ゆめの森を視察(19 日) 町教育委員会で義務教育学校を視察
4 月	宮城県加美郡色麻町立色麻学園を視察 町基本構想等検討委員会で義務教育学校を視察
5 月	群馬県太田市立北の杜学園を視察 町教育委員会で義務教育学校を視察
8 月	町義務教育学校基本構想等検討委員会が検討結果報告 町教育委員会へ検討結果を報告

－第 2 編－
基本構想

第1章 桑折町の現状

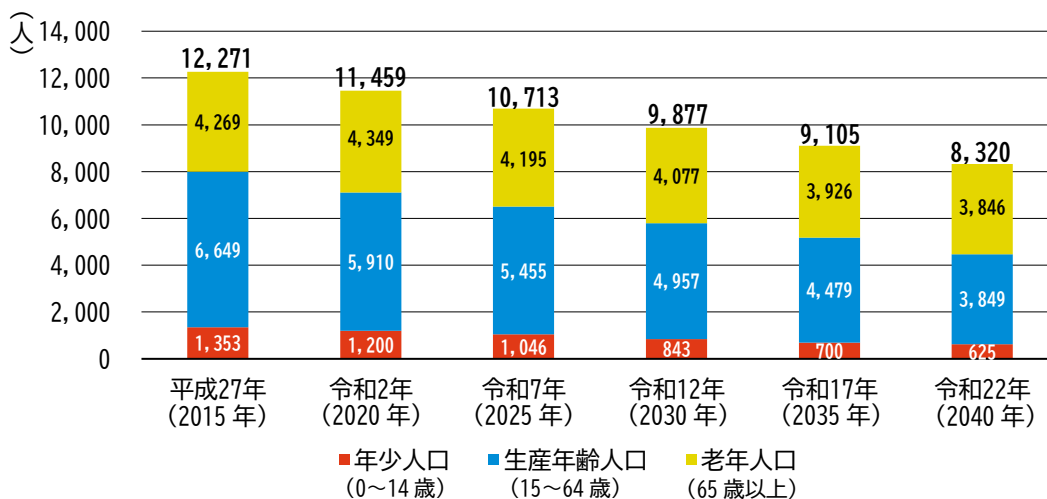
1 人口の推移

桑折町の総人口は平成27年(2015年)には12,271人でしたが、令和7年(2025年)には10,713人に減少しています。

令和5年国立社会保障・人口問題研究所人口推計によれば、令和12年(2030年)の総人口は9,877人、令和22年(2040年)では8,320人と推計されており、令和2年(2020年)から令和22年(2040年)までの20年間で約28%減少すると予想されています。

また、15歳未満の年少人口においても減少は続き、令和2年(2020年)では1,200人でしたが、令和22年(2040年)には約48%減の625人になると予想されています。

■ 桑折町の人口推移(各年10月1日現在)



【出典】

令和2年(2020年)以前：国勢調査実績値(補完値)

令和7年(2025年)：福島県現住人口調査月報

令和12年(2030年)以降：令和2年国勢調査国立社会保障・人口問題研究所推計値

2 小中学校の現状

令和8年度において、睦合小学校では全学年で複式学級が編制されており、想定では伊達崎小学校が令和 10 年度、半田醸芳小学校では令和 11 年度から複式学級が編制される見込みです。

また、醸芳中学校では、令和 7 年度において学級数が少ないため、配置される教員数も少なくなり免許外教科担任が発生しました。

■ 児童生徒数(令和 8 年 4 月 1 日現在)

単位:人

		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
小学校	醸芳小学校	37	41	56	36	42	42	254
	睦合小学校	2	2	2	6	2	10	24
	半田醸芳小学校	15	8	18	13	16	21	91
	伊達崎小学校	7	16	14	13	21	3	74
	計	61	67	90	68	81	76	443
醸芳中学校		94	77	93	—	—	—	264
小中学校計								707

赤 枠

:複式学級編制

■ 学級数(令和 8 年 4 月 1 日現在)

単位:学級

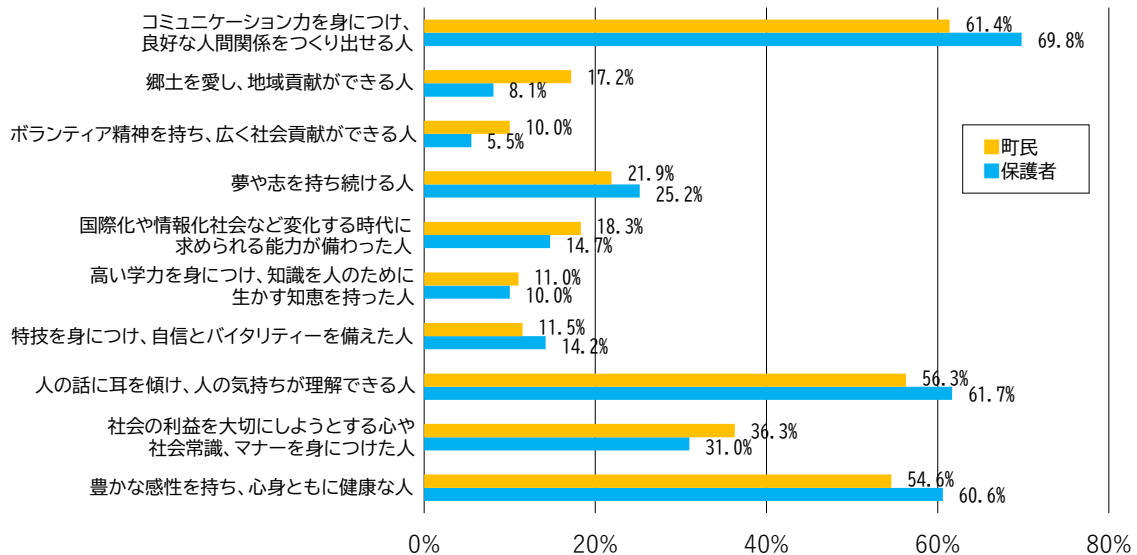
	通常学級							特別支援学級		
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	知的	情緒	計
醸芳小学校	1	2	2	1	1	2	9	2	3	5
睦合小学校	1		1		1		3	0	0	0
半田醸芳小学校	1	1	1	1	1	1	6	0	0	0
伊達崎小学校	1	1	1	1	1	1	6	0	1	1
醸芳中学校	3	3	3	—	—	—	9	1	1	2

3 町民アンケート概要

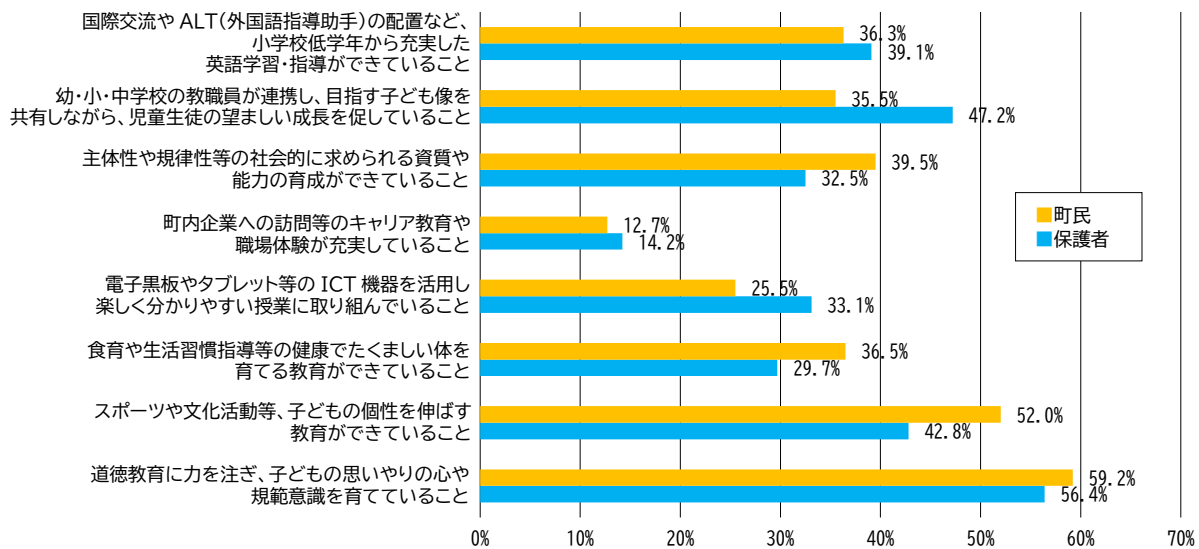
町民・保護者のみなさんがよりよい教育環境についてどのようなイメージをお持ちかを幅広く把握するため、以下の内容でアンケート調査を実施しました。

	町 民	保護者
調査対象	18 歳以上の町民を 住民基本台帳から無作為抽出	町内の幼稚園、小中学校に 在籍する児童生徒の保護者
調査期間	令和 6 年 11 月 30 日から 令和 6 年 12 月 17 日まで	令和 6 年 12 月 13 日から 令和 6 年 12 月 20 日まで

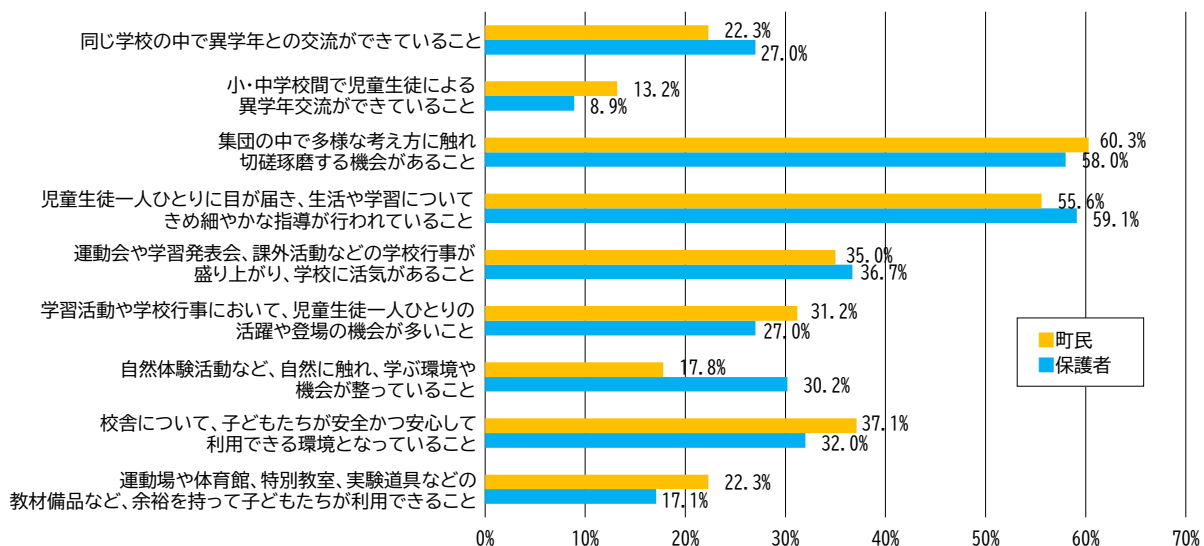
■ 学校教育を通して、本町の子どもがどのような人に成長してほしいと思いますか。
(3つ選んで回答)



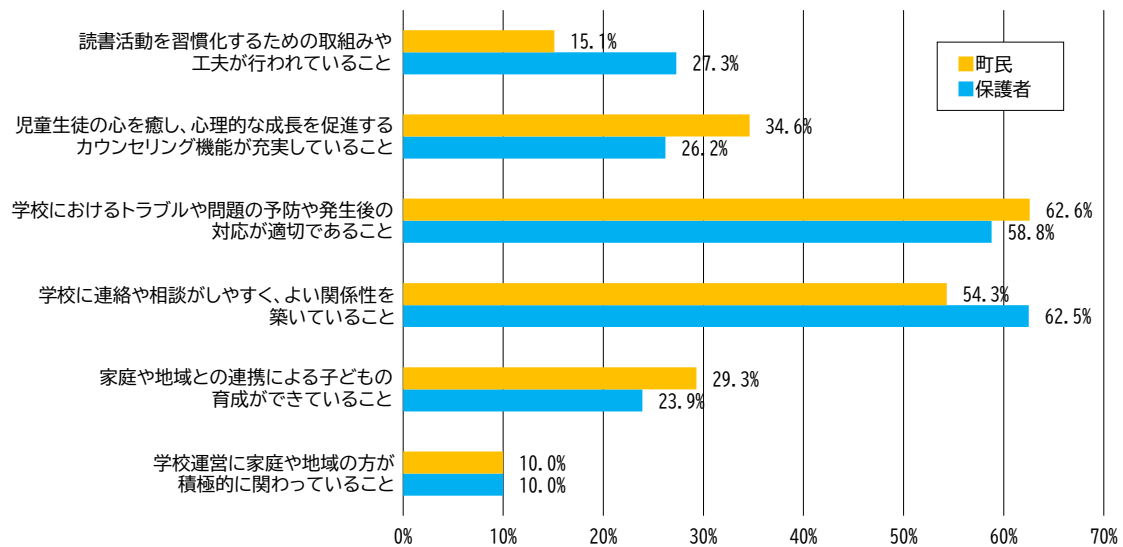
■ 本町の学校教育における教育方法・内容について、重要だと思うものはどれですか。
(3つ選んで回答)



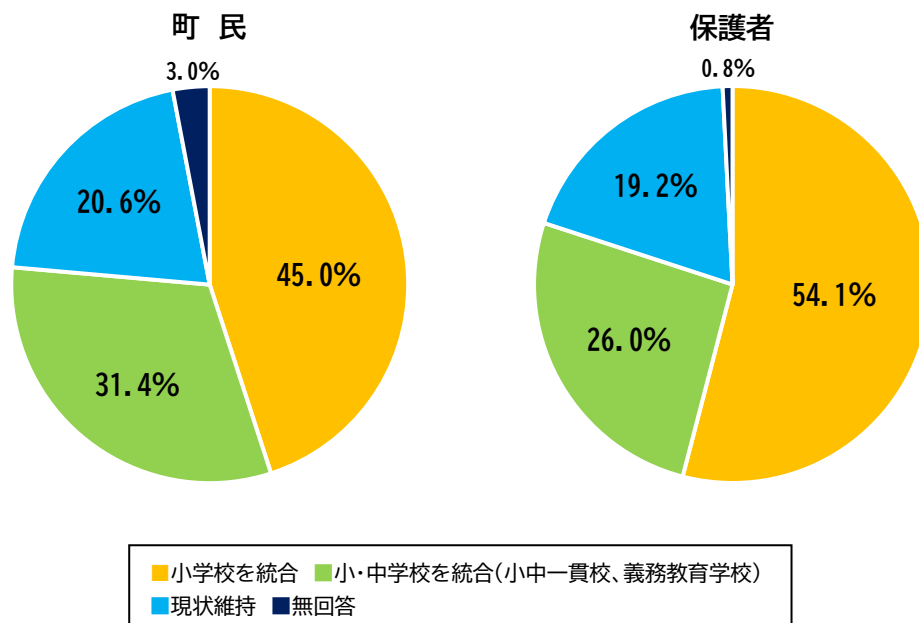
■ 本町の学校教育における教育環境について、重要だと思うものはどれですか。
(3つ選んで回答)



■ 本町の児童生徒の学校生活のサポート等について、重要だと思うものはどれですか。
(2つ選んで回答)



■ 今後、社会変容や年少人口の減少が進行しますが、子どもたちにより良い教育環境を提供し続けるためには、次のどの方法が望ましいと思いますか。
(1つ選んで回答)



第2章 目指す新しい学校のすがた

1 桑折町の教育理念

本町では、以下の教育理念を掲げ、子どもたち一人一人が自らの可能性を最大限に発揮できる教育を推進しています。

桑折町の
教育理念

人間としての基本を身に付け、強みを発揮して、
たくましく未来を切り拓いていく桑折っ子の育成
～教育の普遍的な使命を果たしつつ、未来を見据えながら、
桑折ならではの教育を実現することを通して～

この理念は主に3つの考え方で構成されています。

「人間としての基本を身に付け、強みを発揮して」(教育の普遍的な使命を果たす)

質の高い、不易と流行のバランスを大切にし、一人一人が大切にされ活躍することを目指す教育

「たくましく未来を切り拓いていく」(未来を見据える)

社会の変化に対応しつつ、その様々な課題の解決に資する教育

「桑折っ子の育成」(桑折ならではの教育を実現する)

町内教育関係者の連携と一貫性のある教育、手厚い子育て支援、小中学校のよりよいあり方の追求

教育理念を達成することで、本町の教育目標である『桑折町の 15 歳のめざす姿』に繋がります。

義務教育修了時まで、以下のようなすがたに成長することを目指します。

めざす子ども像

- 知・徳・体の基礎を身に付け、目標実現に向けて、豊かな感性・主体性・思考力・想像力を発揮できる子ども
- 変化の激しいこれからの社会に必要とされる力を身に付けた子ども
- 郷土への理解と愛情、地域や社会に貢献する志を持った子ども

2 義務教育学校設置の意義

本町の教育理念を、変化の激しいこれからの社会で確実に実現していくために、9年間の連続性を持った義務教育学校を設置することは主に以下の4つの大きな意義があります。

①育ちと学びの連続性の確保

本町では『15歳のめざす姿』の実現に向けて、幼稚園から小学校・中学校までの育ちと学びの一貫性を大切にした教育を推進しています。義務教育学校として9年間を一体的に捉えることで、以下の効果が期待できます。

中1ギャップの解消

小学校から中学校への進学時の環境変化による不安を軽減し、不登校等の未然防止に繋がります。

発達段階に応じた柔軟な学年段階の区切り

従来の「6-3制」にとらわれず、子どもの心身の成長に合わせた柔軟な学年段階の設定が可能になります。

一貫した教育体制

9年間を通した学習習慣や生活習慣の形成を同じ教職員集団が継続して見守ることができます。

②適正規模での教育

現在、本町では子どもの数の減少により学校の小規模化が進み、ここ数年で町内小学校3校において複式学級が発生する見込みです。義務教育学校設置により学校小規模化に対応するとともに以下の効果が期待できます。

多様性の確保

一定規模の集団を確保することで、多様な意見に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することによって思考力や表現力、判断力、問題解決能力を育みます。

社会性の育成

幅広い年齢層が日常的に交流することで、上級生への憧れや下級生への思いやりといった豊かな人間性を育むとともに規範意識の向上が可能になります。

③質の高い教育の提供

本町が掲げる質の高い教育の実施をさらに加速させます。

教科担任制の早期導入

前期課程段階からの教科担任制を導入しやすくなり、より専門的で質の高い授業を展開できます。

教職員の相互連携

小中学校それぞれの免許を持つ教員が協力し合うことで、学力向上や体力向上に向けたきめ細かな指導体制を構築します。

④誰一人取り残さない支援体制の構築

特別な支援が必要な児童生徒や不登校などの課題に対し、より手厚い支援体制を整えます。

切れ目のない支援

9年間一貫した教育体制の下で、情報の断絶がない適切な支援を継続します。

相談体制の充実

教職員・地域・保護者が9年間を通して関わることで、深い信頼関係を築き、早期の課題発見と対応を可能にします。

このように、義務教育学校の設置は、桑折ならではの教育をさらに進化・深化させ、未来を担う「桑折っ子」の可能性を最大限に伸ばすための、新しい時代の学び舎として重要な役割を担うものです。

3 特色ある教育活動

義務教育学校では、桑折町ならではの特色ある教育として以下の活動を実施していきます。

■郷土学習による地域学習の深化

桑折町の多様な地域資源を発達段階に応じて系統的に学ぶことにより、児童生徒が自分の住む地区だけでなく桑折町全体への理解を深め、郷土への誇りと愛着を育む教育を推進します。

さらに、地域の方々や関係団体との連携を通して、地域を知る学びから地域の良さや課題を考え、地域や社会に主体的に関わる学びへと発展させ、町全体の歴史・文化・産業を理解し、地域や社会に貢献する志を持った「桑折っ子」の育成を目指します。

■異学年交流、合同行事の実施

1年生から9年生までが共に学ぶ義務教育学校の特色を生かし、異学年による交流活動を計画的に実施します。上級生が下級生を支え、下級生が上級生の姿を見て成長することで、学年を越えたつながりを育成します。こうした交流により、思いやりの心や責任感を育み、安心して過ごせる学校づくりを進めます。

■桑折ならではの学年段階の区切り

義務教育学校における教育課程の編成に関しては、小学校及び中学校の学習指導要領を準用することから、9年間の学習内容に変わりはありませんが、義務教育学校だからこそ可能となる9年間の系統性を持った特色ある教育計画を実施します。

具体的には、「6-3制」の学習内容を踏まえた上で、9年間を見通した『2-2-3-2』の学年段階の区切りによるブロック編成を行います。

はじまり期(1・2年生)

学校生活と学習の「はじまり」として、安心して学校に通い、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けられるように、いわゆる小1プロブレム¹に対応し、友達や先生との関わりを通して集団生活の基礎を育てるとともに、「読み・書き・計算」など学びの土台を丁寧に形成します。

ひろがり期(3・4年生)

1・2年生で身に付けた基礎をもとに学びや人間関係が「ひろがる」段階です。3年生からは社会・理科・外国語活動・総合的な学習の時間が始まり、地域や自然、外国の言葉や文化など、学ぶ内容が大きく広がります。一部教科で教科担任制を設けるほか、児童に寄り添う指導を実施し、自分で考える力や表現する力を育成します。

つながり期(5～7年生)

前期課程から後期課程への円滑な接続を図る「つながり」の段階です。高学年としての自覚を育てるとともに、教科担任制を広げるなど専門的な学習への移行を進め、学習面・生活面での連続性を高めます。5・6年生と7年生が一体的に活動することで、いわゆる中1ギャップの緩和を図り、9年間の学びを繋ぎます。

はばたき期(8・9年生)

これまでの学びの成果を生かし、次の進路へ「はばたく」ための力を育てる段階です。自ら課題を見つけ、主体的に学び、判断、行動する力を身に付けます。将来を見据えながら、自己のよさや可能性を伸ばし、義務教育の最終段階として自立に向けた力を育成します。

また、リーダーシップを発揮する機会を創出するため、ブロック単位で各種学校活動を実施するなど、より多くの子どもたちに主体性を育む場を提供します。

¹ 小学校に入学した子どもが学校生活にうまく適応できず、何らかのトラブルが生じること。

4 少人数編制を望む子どもへの配慮

学校の統合により、集団の規模が大きくなることは、教育効果を高める一方で、大人数の中での活動に不安を感じる子どもや少人数での落ち着いた環境を必要とする子どもたちにとって大きな負担となる懸念があります。

桑折町では、「子ども一人一人を大切にする」という教育理念の下、少人数での活動や静かな環境を必要とする子どもたちのニーズを「特別なこと」ではなく「多様な個性」として捉え、安心して学ぶことができる学校づくりを進めます。

■個別学習と少人数学習の充実

児童生徒一人一人の理解度や学習状況に応じたきめ細かな指導を行うほか、少人数での学習を望む児童生徒や集団の中で自分の考えを表現することに不安を感じる児童生徒への指導のため、少人数学習や小グループ活動、個別支援などを効果的に取り入れます。

■スペシャルサポートルーム(SSR)の活用・充実

現在醸芳中学校でも活用が進められていますが、教室に馴染めない子どもが学校とのつながりを持ちながら安心して過ごせる空間の整備に努めます。

■教育支援センターAYUMIによる居場所づくり

教育支援センターとは、主に学校を長期間休んでいる子どもが、学校に通わなくても学習を進め、学校復帰や社会的自立のサポートを行う場所です。

教育現場での経験が豊富な指導員を配置することにより、学習機会を確保するとともに、学校復帰の支援を実施します。

■スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

これまでの小学校と中学校に分かれた体制では、進学時に情報の断絶や環境の変化による中1ギャップが生じる懸念がありました。

義務教育学校では、入学から卒業までの9年間を同じ専門スタッフが継続して関わることが可能です。児童生徒一人一人の特性や支援の経緯をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが中心となって9年間一貫してきめ細かく見守ることで、発達段階に合わせた最適な支援の提供を目指します。

第3章 新しい学校運営の枠組み

1 学校の概要

令和12年4月開校時における学校規模の想定は次のとおりです。

(1)教職員数

校長1名 副校長1名 教頭2名 教職員52名

(2)児童生徒数

児童数 361名(前期課程)

生徒数 239名(後期課程)

合 計 600名

※令和8年1月1日現在の住民基本台帳データより算出

(3)学級編制及び教職員体制

詳細は「基本計画 第2章 1 前提条件」に記載しています。

2 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

新たに設置する義務教育学校においては、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、9年間を通して子どもたちの学びと育ちを支える「地域とともにある学校づくり」を推進します。

そのため、学校運営協議会制度の導入を基本とし、学校運営の基本方針について、保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会で承認する仕組みを整えます。

その他、学校教育目標、教育課程、小中一貫教育の推進、地域連携、学校安全、キャリア教育、学校評価等について協議し、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を確認しながら、学校運営の充実を図ります。

また、校内に地域学校協働本部を設置し、多様な地域人材を活用した学習活動、地域学習、職場体験、見守り活動、防災・安全活動、学校支援ボランティア等を推進することで、地域全体で子どもたちを育てる環境を整えます。

3 地域開放

統合により本町で唯一の学校となる義務教育学校は、児童生徒が学ぶ教育施設であるとともに、地域住民が集い、学び合い、交流する地域の拠点として位置付けます。学校運営及び児童生徒の安全確保を優先しつつ、施設の機能や管理運営体制を踏まえながら、地域住民の学習活動・文化活動・スポーツ活動・世代間交流等に資する体育館・校庭などの利用体制を構築します。

4 通学方法

統合により通学区域が広域化することに伴い、児童生徒が安全かつ安心して登下校することができる環境整備が必要となります。義務教育学校では、スクールバスの導入を含めた通学手段を検討し、地域の実情や児童生徒の発達段階に応じた安全で持続可能な通学体制を構築します。

■ 徒歩・自転車通学

児童生徒の発達段階、通学距離、道路状況、交通量、野生動物の出没状況等を踏まえ、安全性を十分に確保した通学路を設定します。

また、通学路の安全点検を継続的に実施するとともに、危険個所の改善、交通安全教育、防犯対策、地域による見守り活動等を推進します。

■ スクールバス

通学距離、通学路の安全性、児童生徒の発達段階、地域の交通事情等を総合的に考慮し、公平かつ合理的な利用基準を策定します。

運行ルート、停留所、運行時間、乗降時の安全確保等について十分に検討するとともに、放課後の活動等にも配慮した運行体制の構築を検討します。

■ 保護者送迎

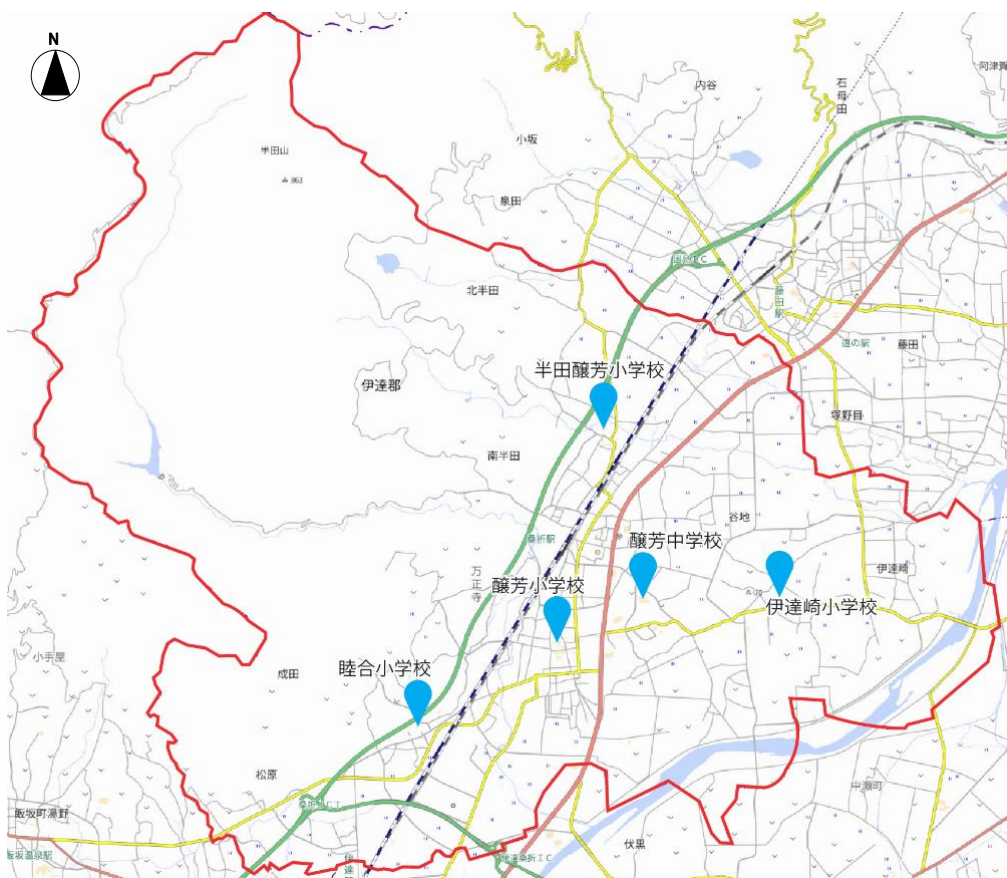
豪雨や積雪時等の急な天候不良や放課後児童クラブの利用などへの対応として、保護者が安全かつ円滑に送迎できる環境を整えます。

－ 第 3 編 －
基本計画

第1章 施設整備方針

1 小中学校の位置と地域特性

桑折町は福島県中通り北部、福島盆地の北端に位置し、北西部は半田山を中心とした山地・丘陵、中心部は扇状地の平坦地、南東部は阿武隈川沿いの低地からなる起伏に富んだ地形を持ちます。町内には阿武隈川水系の河川が流れ、段丘地形が見られるなど、山地から盆地へ連続する地形構造が特徴です。



【出典】国土地理院地図

気候は福島盆地特有の内陸性気候で、年較差が大きく、夏は高温多湿、冬は寒冷で降雪もみられます。年間平均気温(2015～2025 年)は約 14℃程度で、最高気温は 39℃程度、最低気温は-5℃前後まで下がり、冬季には季節風が吹きます。

町内の集落はこうした地形条件の影響を受けて形成されており、地域ごとに生活圈や通学圏にも違いがみられます。そのため、児童生徒の通学距離の長短や移動手段の確保、冬季における路面状況を含めた通学時の安全性などが課題として挙げられます。こうした状況を踏まえ、地域特性を十分に考慮しながら学校配置や施設整備のあり方を検討し、教育環境の向上と地域間交流の促進を図る必要があります。

2 小中学校施設の現状

現在、桑折町に設置されている町立小中学校の概要は以下のとおりです。

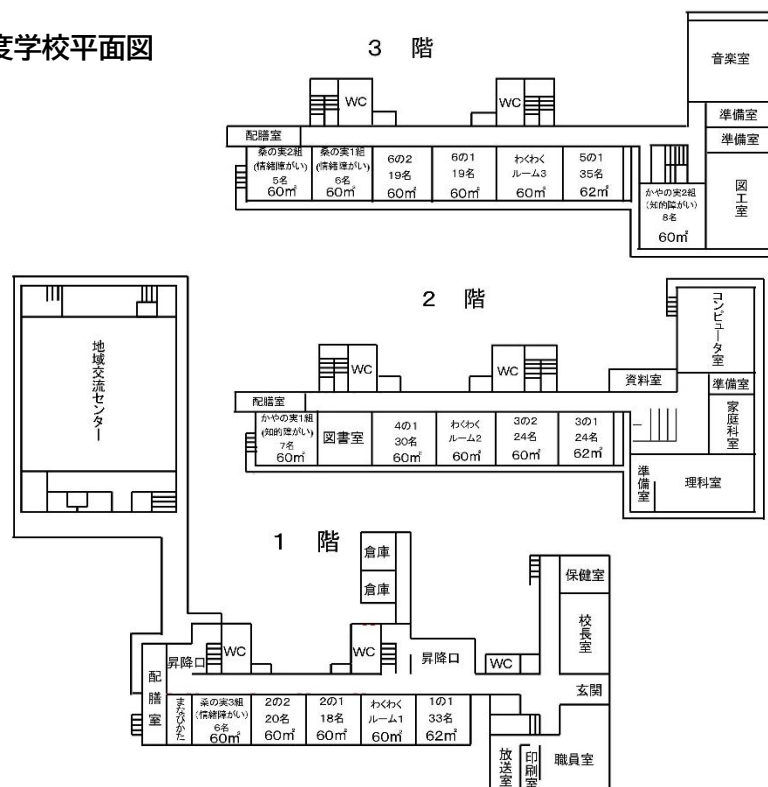
醸芳小学校

所在地	桑折町字桑島三 2-8	
取得年度	校 舎 体育館	昭和 44 年度 平成 14 年度
延床面積	校 舎 体育館	3, 227. 30 m ² 1, 466. 45 m ²
構 造	校 舎 体育館	鉄筋コンクリート造 木造

※地域交流センターを体育館として活用



令和 8 年度学校平面図

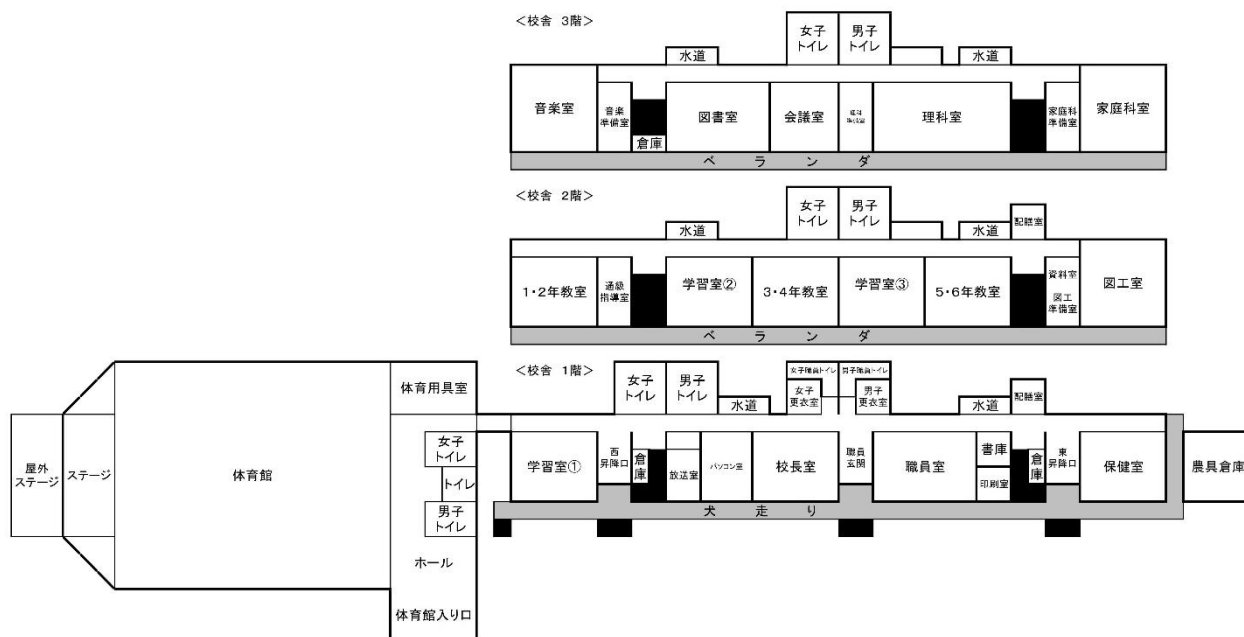


睦合小学校

所在地	桑折町字大字成田字堰上 46-3	
取得年度	校 舎 体育館	昭和 57 年度 平成 7 年度
延床面積	校 舎 体育館	1,825.44 m ² 815.10 m ²
構 造	校 舎 体育館	鉄筋コンクリート造 鉄骨造



令和 8 年度学校平面図

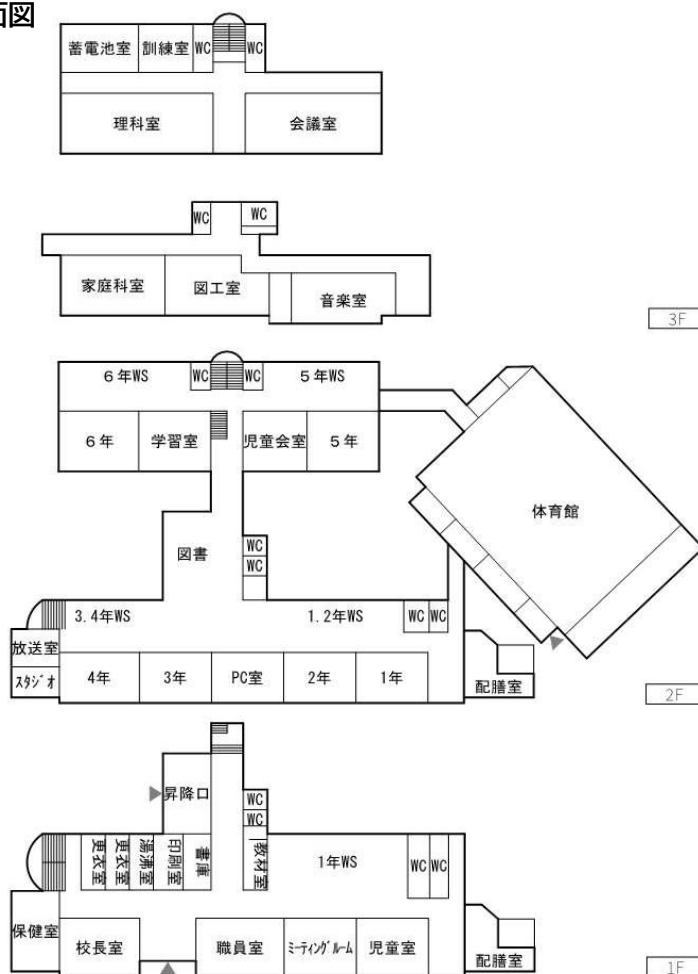


半田醸芳小学校

所在地	桑折町字大字南半田字上田町 5	
取得年度	校 舎	昭和 63 年度
	体育館	昭和 63 年度
延床面積	校 舎	3,301.00 m ²
	体育館	972.00 m ²
構 造	校 舎	鉄筋コンクリート造
	体育館	鉄骨造



令和 8 年度学校平面図

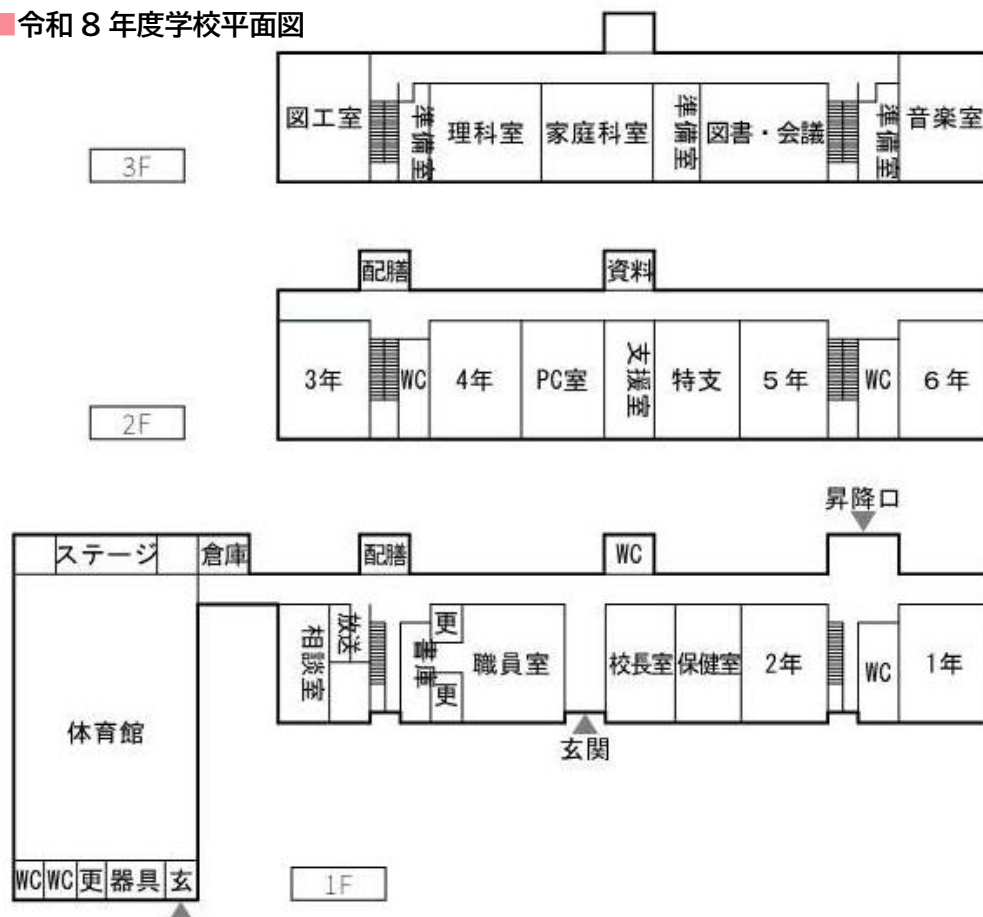


伊達崎小学校

所在地	桑折町字大字下郡字細町 1	
取得年度	校 舎 体育館	昭和 51 年度 昭和 53 年度
延床面積	校 舎 体育館	2,134.67 m ² 604.58 m ²
構 造	校 舎 体育館	鉄筋コンクリート造 鉄骨造



令和 8 年度学校平面図

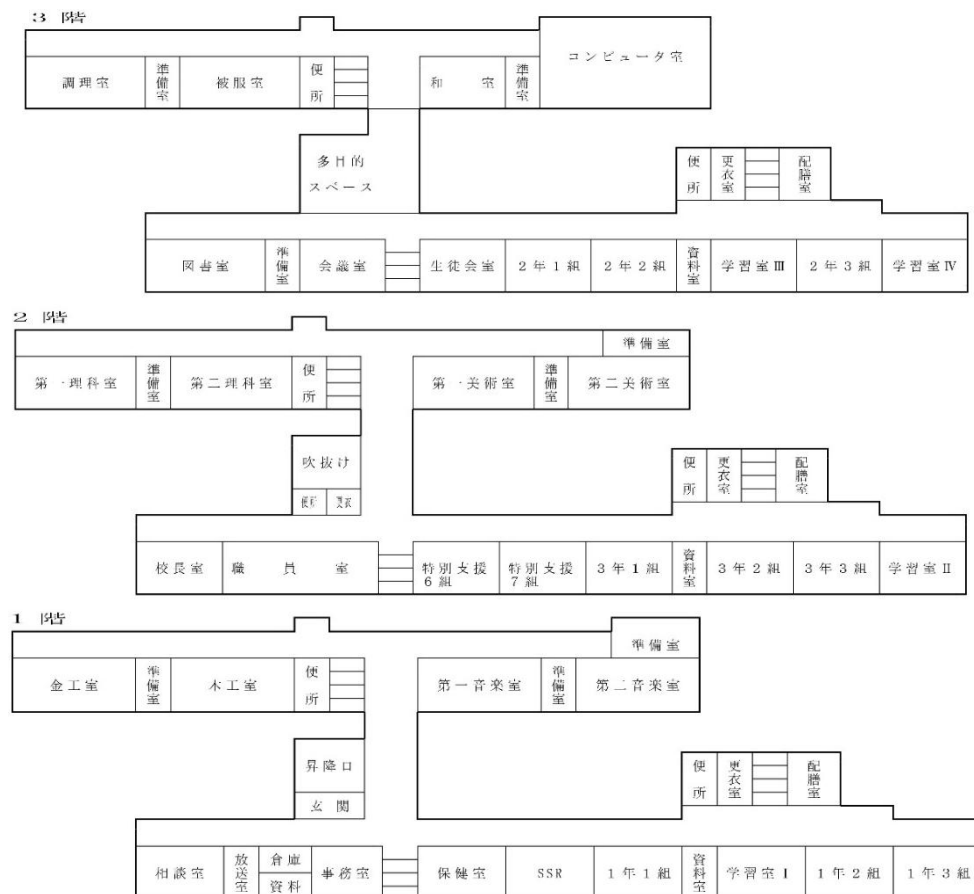


醸芳中学校

所在地	桑折町字大字上郡字柳下5	
取得年度	校舎 体育館	平成4年度 平成4年度
延床面積	校舎 体育館	6,587.10 m ² 2,313.00 m ²
構造	校舎 体育館	鉄筋コンクリート造 鉄骨造



令和8年度学校平面図



3 義務教育学校設置候補地

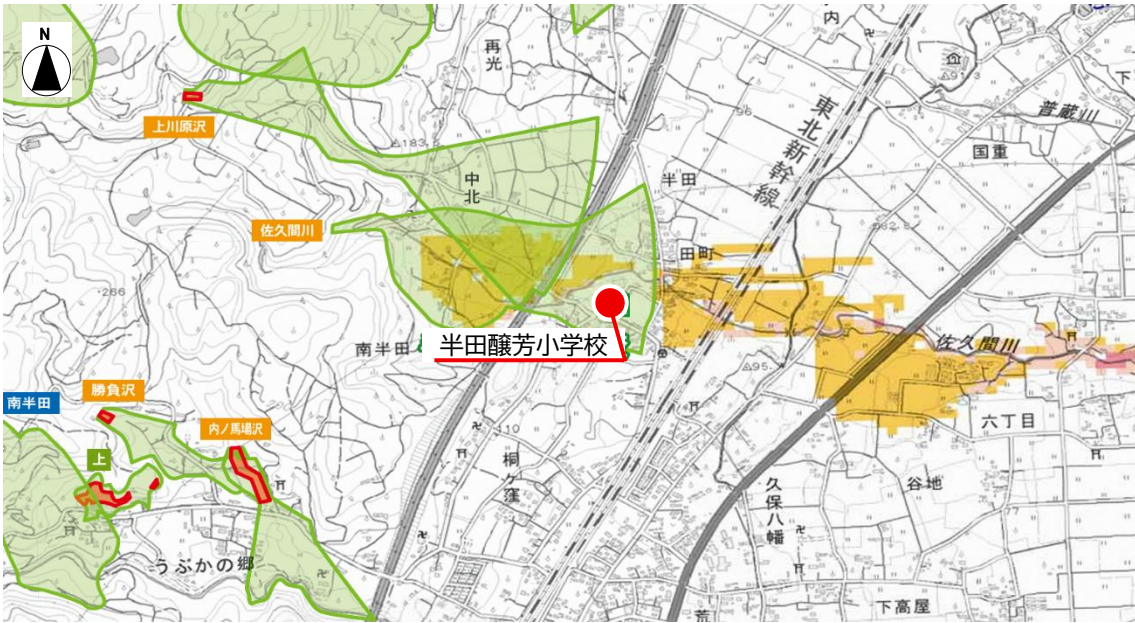
■設置候補地の比較検討表

比較検討項目	醸芳小学校	睦合小学校	半田醸芳小学校	伊達崎小学校	醸芳中学校
敷地面積	15,945 ㎡	10,504 ㎡	15,193 ㎡	13,377 ㎡	37,038 ㎡
屋外運動場面積	8,769 ㎡	3,400 ㎡	8,504 ㎡	9,468 ㎡	17,221 ㎡
校舎面積	3,227 ㎡	1,825 ㎡	3,301 ㎡	2,135 ㎡	6,587 ㎡
屋内運動場面積	1,466 ㎡	815 ㎡	972 ㎡	605 ㎡	2,313 ㎡
校舎建設年度	昭和 44 年度 (築 57 年)	昭和 57 年度 (築 44 年)	昭和 63 年度 (築 38 年)	昭和 51 年度 (築 50 年)	平成 4 年度 (築 34 年)
比較項目					
敷地面積 義務教育学校基準 32,394 ㎡	不足	不足	不足	不足	充足
屋外運動場面積 義務教育学校基準 14,256 ㎡	不足	不足	不足	不足	充足
既存校舎利用時の 耐用年数	耐用年数を超過 建替えや 老朽化対策が必要	耐用年数に近い 建替えや 老朽化対策が必要	比較的新しい	耐用年数を超過 建替えや 老朽化対策が必要	比較的新しい
既存校舎活用時の 増床必要面積 義務教育学校基準 3,899 ㎡	672 ㎡	2,074 ㎡	598 ㎡	1,764 ㎡	基準上は 不要
アクセス	町内中心部で 他地区とも 比較的近い	町内中心部から 離れている	町内中心部から 離れている	町内中心部から 離れている	町内中心部で 他地区とも 比較的近い
周辺環境	町内中心部で 比較的児童数 が多いエリア	町内中心部から 離れている	町内中心部から 離れている	町内中心部から 離れている	町内中心部に 近接するが 国道 4 号線を 横断する
災害等における 安全性	警戒区域外	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	浸水想定区域	警戒区域外
財政負担	敷地拡張や校舎増 改築に係る費用が 見込まれる	敷地拡張や校舎増 改築に係る費用が 見込まれる	敷地拡張や校舎増 改築に係る費用が 見込まれる	敷地拡張や校舎増 改築に係る費用が 見込まれる	校舎の増改築に 係る費用のみ

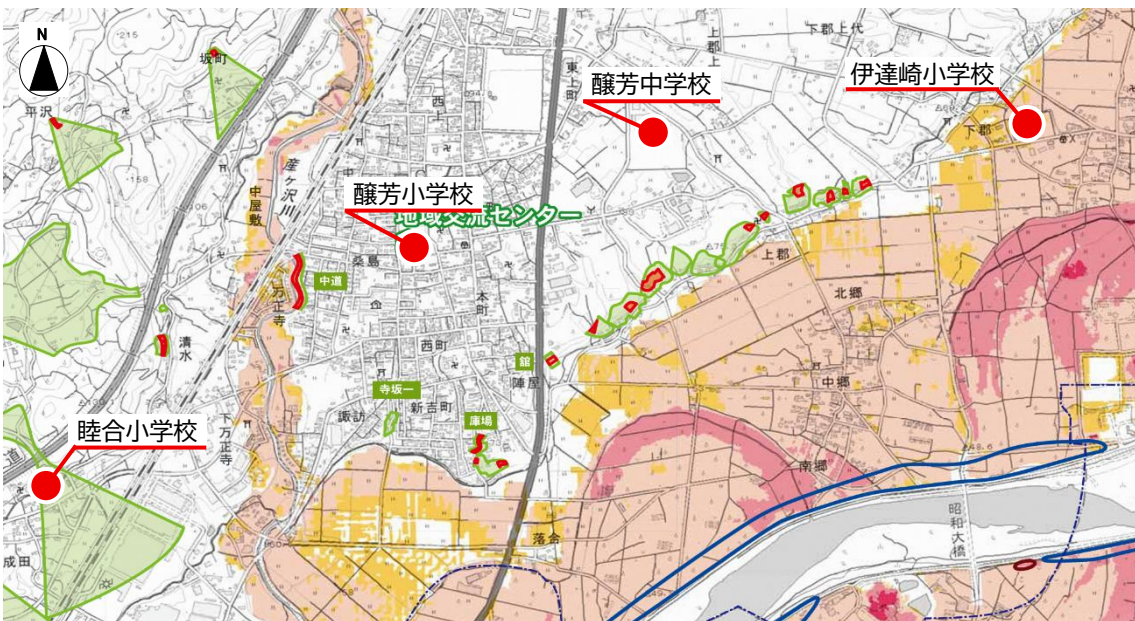
醸芳中学校敷地について測量調査及び地質調査を実施し、新校舎の建設に必要な敷地条件や地盤の状況、既存校舎との配置関係等を確認しました。その結果、醸芳中学校敷地内において、新校舎の整備が可能であることを確認しました。

このことから、新たな義務教育学校の整備に当たっては、児童生徒の安全性、教育環境、敷地条件、既存校舎の活用可能性、財政負担、通学環境、周辺環境等を総合的に勘案し、建設候補地の検討を行い、醸芳中学校敷地を活用することとします。

■災害等における安全性



【出典】桑折町災害ハザードマップ



【出典】桑折町災害ハザードマップ

土砂災害(特別)警戒区域

がけ崩れや土石流、地滑りが発生した場合に
生命または身体に危害が生じる恐れのある
区域

特別警戒区域 —●— 警戒区域



浸水想定区域

阿武隈川・産ヶ沢川の決壊等で浸水が想定される区域・水深



4 施設整備のコンセプト

今回設置する義務教育学校は、町内の 4 小学校及び醸芳中学校を再編して設置するため、町内で唯一の学び舎となります。これからの桑折町の未来を担う子どもたちに夢と希望をつなぐためにも、「桑折ならではの義務教育学校」として必要な環境の整備が求められます。

基本構想や前段の建設候補地比較検討内容に基づき、以下のとおり施設整備に係るコンセプトを整理します。

桑折ならではの 9 年間の学びを支える校舎

9 年間を見通した「2-2-3-2」のブロック編成を行い、1 年生から 9 年生までの発達段階に応じた学年ゾーンを配置し、それぞれの学年が落ち着いて過ごせる居場所を確保するとともに、共用空間を設けることで学年やブロックを越えた交流が日常的に生まれる教育環境を整備します。全職員が同じ空間で情報を共有し、子どもたちの 9 年間の育ちを見守る体制を支える施設とします。

一人一人の多様な学びを支える校舎

1 人 1 台端末のもとでの「個別最適な学び」「協働的な学び」の一体的な充実と「探究的な学び」の推進に対応するため、教室だけでなく学校施設全体を学びの場として捉え、一斉授業・グループ学習・少人数学習・ICT を活用した学習など、多様な学習形態に対応できる柔軟な学習空間を整備します。また、少人数での活動や落ち着いた環境を必要とする子どものニーズを「多様な個性」として捉え、一人一人の教育的ニーズに応じられる施設とします。

既存校舎を生かし、将来につなぐことができる持続可能な校舎

中学校の校舎・敷地を活用して整備します。既存校舎は改修により長寿命化が可能な構造であることを踏まえ、教育の質を担保した上で、既存校舎を最大限に活用した施設整備を基本とするとともに、新たに必要となる機能は校舎の増築により整備します。これにより、建て替えに比べて整備費を抑制するとともに、長寿命化改修と計画的な維持・修繕管理によって、将来の維持管理費や更新費を含めたライフサイクルコストの縮減が可能な計画とします。あわせて、将来の教室配置の変更等にも柔軟に対応できる施設とし、次世代へ引き継ぐことができる持続可能な校舎を整備します。

誰もが安全・安心に過ごせる校舎

日常の学校生活において、全ての児童生徒が安全・安心に過ごせるよう耐震安全性を確保するとともに、防犯や事故防止に配慮します。また、ユニバーサルデザインを取り入れた増築校舎の整備や既存校舎のバリアフリー化、誰もが気兼ねなく使用できるトイレや更衣室の整備により、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整えとともに、落ち着いて過ごすことができる居場所をつくります。

教育活動を行っている傍らでの工事を基本とするため、施工中の安全確保と教育活動への影響回避を前提とします。

第2章 施設整備計画

1 前提条件

①推定児童・生徒数(各年4月1日現在)

(単位:人)

	前期課程							後期課程				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	7年	8年	9年	小計	
令和7年度	68	89	67	82	77	95	478	78	93	70	241	719
令和8年度	61	67	90	68	81	76	443	94	77	93	264	707
令和9年度	72	61	67	90	68	81	439	76	94	77	247	686
令和10年度	68	72	61	67	90	68	SS426	81	76	94	251	677
令和11年度	42	68	72	61	67	90	400	68	81	76	225	625
令和12年度	51	42	68	72	61	67	361	90	68	81	239	600
令和13年度	51	51	42	68	72	61	345	67	90	68	225	570
令和14年度	35	51	51	42	68	72	319	61	67	90	218	537

開校時

※特別支援学級の人数を含む

※網掛部分:令和8年1月1日現在の住民基本台帳データから算出した値

※令和9年度以降の数字は、令和8年度の数値に変更がないものとして記載

②推定学級数

小中学校の学級人数には、国が定める全国共通の基準と、都道府県が地域の実情に応じて定める基準があります。福島県では、子どもたち一人一人によりきめ細かく対応するため、県独自に少人数教育を進めています。

国の基準

小学校	35人
中学校	35人
特別支援学級	8人

※中学校の学級編制基準は、令和8年度から3年間かけて段階的に40人から35人に引き下げられる。

福島県の基準(令和8年度編制)

小学校	1・2年生	30人
	3・4年生	30人程度
	5・6年生	35人
中学校	1年生	30人
	2・3年生	30人程度
特別支援学級		8人

※30人程度とは、小学校では30～35人、中学校では30～40人の範囲とする。

令和12年度の推定児童・生徒数に福島県の基準を適用し、通常学級数は次のように想定します。

■想定通常学級数(各年4月1日現在)

			前期課程							後期課程				合計
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	小計	7 年	8 年	9 年	小計	
開校時	令和 12 年度	人数 (人)	51	42	68	72	61	67	361	90	68	81	239	600
		学級数 (学級)	2	2	2	3	2	2	13	3	2	3	8	21
	令和 13 年度	人数 (人)	51	51	42	68	72	61	345	67	90	68	225	570
		学級数 (学級)	2	2	2	2	3	2	13	2	3	2	7	20
	令和 14 年度	人数 (人)	35	51	51	42	68	72	319	61	67	90	218	537
		学級数 (学級)	2	2	2	2	2	3	13	2	2	3	7	20

現在の特別支援学級の設置状況は次のとおりです。

■特別支援学級人数(令和8年4月1日現在)

(単位:人)

		1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
		知的	情緒	知的	情緒	知的	情緒	知的	情緒	知的	情緒	知的	情緒	知的	情緒
小学校	醸芳小学校	0	4	1	2	5	3	5	1	3	4	1	3	15	17
	陸合小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	半田醸芳小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伊達崎小学校	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	5
	合計	0	5	1	2	5	3	5	3	3	6	1	3	15	22
醸芳中学校		4	5	3	2	1	0	—	—	—	—	—	—	8	7

※陸合小学区と半田醸芳小学区の知的・情緒学級児童は醸芳小学校に通学している。

※伊達崎小学区の知的学級児童は醸芳小学校に通学している。

■特別支援学級数(令和8年4月1日現在) (単位:学級)

	知的	情緒	合計
醸芳小学校	2	3	5
伊達崎小学校	0	1	1
醸芳中学校	1	1	2
合計	3	5	8

前述の想定通常学級数や現在の特別支援学級の設置状況から令和 12 年度の開校時においては下記の学級数になると仮定します。

■ 想定学級数(令和 12 年 4 月 1 日現在) (単位:学級)

	通常学級	特別支援学級			合計
			知的	情緒	
前期課程	13	6	2	4	19
後期課程	8	4	2	2	12
合計	21	10	4	6	31

福島県の教員定数配置基準等から令和 12 年度の開校時には下記の職員数になる予定です。

■ 想定職員体制(令和 12 年 4 月 1 日現在) (単位:人)

校長	1	統合(前・後)加配	1
副校長・教頭	3	震災復興加配	1
教員	40	専科指導加配	1
養護教諭	2	通級指導加配	1
事務職員	2	ALT・SSW	2
栄養職員	1	事務補助職員	1
合計			56

2 義務教育学校における必要面積の設定

義務教育学校の設置にあたっては、面積に関する基準が一つだけではなく、目的の異なる複数の基準を確認する必要があります。義務教育学校にあつては、前期課程を小学校基準、後期課程を中学校基準に置き換えて算定します。

小学校設置基準及び中学校設置基準¹は、学校として設置するために必要な最低基準であり、校舎及び運動場の面積を児童生徒数に応じて確認するものです。

一方、小・中学校規模別校地面積基準²は、建物敷地と運動場を含めた校地全体の標準的な規模を、学級数に応じて確認するための基準です。これは、学校統合や施設整備において、敷地全体の規模、配置計画、補助制度上の条件整理をする際の参考となります。

このため、本計画では、学校として必要な最低基準を確認する観点から、小学校設置基準及び中学校設置基準を確認するとともに、統合後の学校用地全体の妥当性を検討する観点から小・中学校規模別校地面積基準も参考とします。

¹ 小中学校設置基準 平成 14 年 文部科学省令第 15 号

² 小中学校規模別校地面積基準表 平成 8 年 文教施第 22 号

学校設置における必要面積

義務教育学校を設置する上で最低限必要な面積を算定します。小学校設置基準及び中学校設置基準を「①」、小・中学校規模別校地面積基準を「②」とします。

敷地面積

①では敷地面積基準がないため、②で確認します。

前期課程 13 学級 …占有敷地面積基準 16,810 m²

後期課程 8 学級 …占有敷地面積基準 15,584 m²

前期＋後期 16,810＋15,584＝32,394 m² **基準を充足**

釀芳中学校敷地面積 37,038 m²

校舎面積

②では校舎面積基準がないため、①で確認します。

前期課程 41～480 人 …500＋5×(児童数 361－40)＝2,105 m²

後期課程 41～480 人 …600＋6×(生徒数 239－40)＝1,794 m²

前期＋後期 2,105＋1,794＝3,899 m² **基準を充足**

釀芳中学校校舎面積 6,587.1 m²

運動場面積(グラウンド)

①と②ともに基準があるため、基準面積が広い方を必要面積とします。

①小学校設置基準及び中学校設置基準

前期課程 241～730 人 …2,400＋10×(児童数 361－240)＝3,610 m²

後期課程 1～240 人 …3,600 m²

前期＋後期 …3,610＋3,600＝7,210 m² **基準を充足**

②小・中学校規模別校地面積基準

前期課程 13 学級 …運動場面積基準 7,009 m²

後期課程 8 学級 …運動場面積基準 7,247 m²

前期＋後期 7,009＋7,247＝14,256 m² **基準を充足**

釀芳中学校運動場面積 17,221 m²

屋内運動場面積

①では「校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。」との記載はありますが、基準面積についての定めはありません。また、②においても面積基準はありません。

放課後児童クラブ施設の必要面積

放課後児童クラブ施設は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 9 条で、「専用区画¹の面積は、児童一人につき概ね 1.65 m²以上でなければならない」とされています。

¹ 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画

3 導入機能と必要諸室

①特別教室の現在の利用状況

(1)小学校

		月	火	水	木	金
理科	1 限	6	6	6-2	6	4-2
	2 限	5-2	6-2	6-1	4-2	6-2
	3 限		5-1	5-2	6-1	4-1
	4 限		6-1	4-1	5-2	5-1
	5 限		4-1	5-1		
	6 限					
		4 年生以上：週 3 時限				
音楽	1 限		4-2			
	2 限	3-1	2-1	5-2		4-1
	3 限	3-2	6-1	5-1	6-2	5-2
	4 限		3-1	2-2	4-2	6-2
	5 限	2-2	3-2	4-1	2-1	4-2
	6 限					
		2 年生以上：週 2 時限				
図画工作	1 限		3-1	4-1	5-2	
	2 限		3-1	4-1	5-2	
	3 限	6-1	3-2	6-2	5-1	4-2
	4 限	6-1	3-2	6-2	5-1	4-2
	5 限					
	6 限					
		3 年生以上：週 2 時限				
家庭科	1 限					6-1
	2 限					6-1
	3 限	5-1	6-2			5-2
	4 限	5-1	6-2			5-2
	5 限					
	6 限					
		5 年生以上：週 2 時限				

【参考】釧路小学校 令和 7 年度固定時間割(特別教室配当等)

(2)中学校

■前期時間割

		教員①					教員②				
		月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
理科	1 限		1-3		1-1			2-1		2-3	2-3
	2 限	1-1	1-2.7	2-2	1-3		3-2.7	3-2.7	1.2-6		3-2.7
	3 限	2-2		1-2.7	2-2	1-3		3-1	3-1	3-1	
	4 限								2-1	1.2-6	3-1
	5 限		1-1		1-2.7		2-1	2-3	2-3	2-1	
	6 限		2-2							3-2.7	
		1 年生:週 3 時限、2 年生以上:週 4 時限									
音楽	1 限										
	2 限						3-1				
	3 限		2-2.6								
	4 限		2-3	1-2.7	1-1						
	5 限							3-2.7			
	6 限		2-1		1-3.6						
		全学年:週 1 時限									
美術	1 限				3-2.7						
	2 限										
	3 限				2-3						
	4 限	1-3.6	1-2.7			2-1					
	5 限	1-1	3-1	2-2.6							
	6 限										
		全学年:週 1 時限									
家庭科	1 限							2-3			3-1
	2 限						2-1		3-2.7		
	3 限					1-1					
	4 限										
	5 限	1-2.7		1-3.6						2-2.6	
	6 限										
		全学年:週 1 時限									
技術	1 限				2-1						
	2 限	1-2.7	2-3	1-1							
	3 限										
	4 限										
	5 限										
	6 限			1-3.6	2-2.6						
		2 年生以下:週 1 時限									

【参考】釀芳中学校 令和 7 年度前期時間割

※表内の「1-2.7」の表記は、1 年 2 組と 1 年 7 組が合同で授業を行っていることを表しています。

※表内の「1.2-6」の表記は、1 年 6 組と 2 年 6 組が合同で授業を行っていることを表しています。

※6 組：知的学級、7 組：情緒学級

■後期時間割

		教員①					教員②				
		月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
理科	1 限		1-3							2-1	3-1
	2 限	1-2.7			1-2.7		2-1	3-1	3-2.7	1.2-6	3-2.7
	3 限			2-2		1-1	2-3	3-2.7	3-1	3-2.7	
	4 限	2-2	2-2	1-1		1-3	3-1		2-1	2-3	
	5 限		1-1		2-2	1-2.7	1.2-6	2-3	2-3		
	6 限				1-3			2-1			
		1・3 年生:週 3 時限、2 年生:週 4 時限									
音楽	1 限										
	2 限	2-3	2-2.6	1-2.7	1-1	1-1					
	3 限		1-2.7		2-1	1-3.6					
	4 限						3-2.7				3-1
	5 限										
	6 限		1-3.6								
		1 年生:週 2 時限、2 年生以上:週 1 時限									
美術	1 限				1-1	2-1					
	2 限	3-1			1-1						
	3 限		1-2.7			3-2.7					
	4 限	2-3	1-2.7								
	5 限		1-3.6								
	6 限		1-3.6	2-2.6							
		1 年生:週 2 時限、2 年生以上:週 1 時限									
家庭科	1 限						2-1				
	2 限							2-3			
	3 限								2-2.6		
	4 限										
	5 限			1-3.6							
	6 限			1-1		1-2					
		2 年生以下:週 1 時限									
技術	1 限										
	2 限				3-1						
	3 限		2-1								
	4 限		2-3								
	5 限	3-2.7	2-2.6	1-1	1-2.7						
	6 限			1-3.6							
		全学年:週 1 時限									

【参考】釀芳中学校 令和 7 年度後期時間割

※表内の「1-2.7」の表記は、1 年 2 組と 1 年 7 組が合同で授業を行っていることを表しています。

※表内の「1.2-6」の表記は、1 年 6 組と 2 年 6 組が合同で授業を行っていることを表しています。

※6 組：知的学級、7 組：情緒学級

②義務教育学校における特別教室の検討

(1)特別教室の推定利用率

義務教育学校の各科目授業時数が現在の小中学校と変わらないものとして、第2章中で示した推定学級数と「①特別教室の現在の利用状況」に記載した授業時数より、各教科の一週間あたりの最大利用時数を算出すると以下の通りとなります。

	小学校				中学校				小中合計 (h/w)
	利用学級数 (学級)	週の コマ数 (h/w)	小計 (h/w)	合計 (h/w)	利用学級数 (学級)	週の コマ数 (h/w)	小計 (h/w)	合計 (h/w)	
理科	4年：3 5年：2 6年：2	3	4年：9 5年：6 6年：6	21	1年：3 2年：3 3年：2	1年：3 2年：4 3年：4	1年：9 2年：12 3年：8	29	50
音楽	2年：2 3年：2 4年：3 5年：2 6年：2	2	2年：4 3年：4 4年：6 5年：4 6年：4	22	1年：3 2年：3 3年：2	1年：2 2年：1 3年：1	1年：6 2年：3 3年：2	11	33
美術	—	—	—	—	1年：3 2年：3 3年：2	1年：2 2年：1 3年：1	1年：6 2年：3 3年：2	11	11
図画 工作	3年：2 4年：3 5年：2 6年：2	2	3年：4 4年：6 5年：4 6年：4	18	—	—	—	—	18
家庭	5年：2 6年：2	1	5年：2 6年：2	4	1年：3 2年：3	1	1年：3 2年：3	6	10
技術	—	—	—	—	1年：3 2年：3 3年：2	1	1年：3 2年：3 3年：2	8	8

※表内の「h/w」は一週間あたりの時限数を表しています。

※中学校の時間割で前期と後期で授業数の異なる教科は利用率の高い方を採用しています。

※現在の中学校では、特別支援学級の授業は通常学級の授業と合同で行われているため、特別支援学級として特別教室の配当はないものと考えます。

※小学校と中学校の授業時間差はないものと考えます。

上表に示した小学校・中学校それぞれの授業時数合計を足した数を、一週間で利用可能なコマ数で除し、各特別教室の利用率を求めると次のようになります。

理科室		音楽室		美術室		図画工作室		家庭科室		技術室	
利用率	コマ数	利用率	コマ数	利用率	コマ数	利用率	コマ数	利用率	コマ数	利用率	コマ数
167%	50/30	110%	33/30	37%	11/30	60%	18/30	33%	10/30	27%	8/30

※一日6時限が5日＝一週間あたり1教室30コマ利用可能

(2)特別教室の整備計画案

特別教室の必要室数については、平日 5 日間、1 日 6 時限を基本とし、1 室当たり週 30 時限を最大利用可能時数として算定します。

ただし、最大利用率が 100%に近づくと、教員配置、学年間の時間割調整、連続授業、学校行事等に伴う時間割変更への対応が困難となることから、単に授業時数を収容できるだけでなく、時間割編制上の柔軟性を確保する必要があります。

このことから、教育課程の円滑な運用のため、特別教室 1 室当たりの利用率を概ね 80%程度を上限として検討し、整備計画案は下記のとおりとします。

	1 室当たりの 最大利用率	前期用	後期用
理科室	167%	1 室	2 室 (既設)
音楽室	110%	1 室 (既設)	1 室 (既設)
家庭科室	33%	2 室 (既設の被服室と調理室を前期・後期で共用)	
美術室	37%	—	1 室 (既設)
図画工作室	60%	1 室	—
技術室	27%	—	1 室 (既設)
図書室	—	1 室	
PC室	—	次期学習指導要領の内容を見据えて、 転用も視野に入れて検討	

③放課後児童クラブ施設の整備条件

放課後児童クラブは、児童福祉法や放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等に基づき、施設・設備の基準を満たすことが求められます。また児童が放課後の時間を過ごす『生活の場』であるため、休息・食事・学習・団らん・静養ができる機能を備えることが求められるほか、学校の休業日にも開所することを前提としているため、校舎とは別に出入口を設ける必要があり、保護者の送迎にも対応できる施設を検討しなければなりません。

(1)対象者

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(児童福祉法第6条の3第2項)

(2)施設規模

1つの支援単位は概ね40人以下とされており、これは単なる定員管理ではなく、児童同士が関係性をつくり、職員が個々の児童と信頼関係を築くことができる生活集団の規模として設定されています。

(3)開所日・開所時間

学校休業日 …1日8時間以上

授業日 …1日3時間以上

(4)施設

児童一人あたりの専用区画基準 1.65 m²

令和8年4月現在の放課後児童クラブ利用者数 204人(うち民間サービス利用者数37人)

令和8年4月児童数 443人 ⇒ 令和12年4月想定児童数 361人(81.5%)

最低必要面積 204人×81.5%×1.65 m²=274.3 m²

(5)望ましい設備・機能

【児童用】

○手洗い場 ○トイレ ○キッチン ○おやつ・食事スペース ○学習スペース
○静養スペース ○運動スペース ○団らん・休息スペース ○玄関・下駄箱 ○収納

【管理用】

○事務スペース ○職員更衣スペース ○職員休息スペース ○書類保管スペース

4 施設整備の基本方針

①造成計画の考え方

- 現状のグラウンドや校舎敷地の地盤高さを変更しない計画とします。グラウンドとの高低差はそのままとし、スロープなどの整備による対応を検討します。
- 学校周辺道路の渋滞緩和に努めます。

②建築計画の考え方

- 仮設校舎を設置しての工事は、学習・生活環境、職員の管理体制など大きく変わることから、生徒や教職員が学校を使いながらの工事を前提とします。
- 学校を使いながらの工事実施にあたっては、生徒の安全を確保するほか、教育活動に支障が出ない計画とします。

③配置計画の考え方

- 敷地東側のプール及びテニスコート、駐輪場を撤去します。
- キュービクルや浄化槽などインフラ設備の利用やメンテナンス車両の動線に配慮したスペースを確保します。
- 敷地北東部はメンテナンス車両の通行ができるスペースを確保します。
- 敷地北側通用口から敷地への動線を確保した校舎配置とします。
- 地盤調査結果に基づいた配置計画とします。
- 施設管理を行いやすい配置とします。

④平面計画

義務教育学校として必要な教育環境を確保するため、既存校舎を効率的・効果的に活用することを前提として、各エリア・教室等を次のとおり整備します。

【管理エリア】

■校長室

- 校長の執務に加え、来客対応や会議・打合せが可能な空間を確保します。
- 職員室の近くに配置します。

■職員室

- 全職員が同じ空間で執務を行えるよう職員室は1室とします。
- 執務機能のほか、簡易作業や打合せが可能なスペースを設けます。
- 児童生徒が日常的に教職員へ相談・質問・連絡をとりやすい配置とします。
- 個人情報の管理や文書類の保護に配慮しつつ、教職員の執務エリアとは別に区分した相談・連絡カウンター等を出入口付近に設けるなど、開かれた雰囲気と情報管理の両立を図ります。
- 室内の見通しを確保し、机・棚のレイアウト変更に柔軟に対応できるよう、柱のない一体的な空間とします。
- 教材棚及び個人用収納を確保するとともに、室内又は近接位置にプライバシーに配慮した給湯スペース及び休憩スペースを設けます。
- 校長室及び印刷室の近くに配置します。
- 職員室から校庭が見渡せる配置とします。
- 事務室は職員室内に配置します。

■教師ステーション

- 低学年の教員が職員室に戻らず、滞在することが可能な空間を設けます。
- 作業、教材保管、打合せに対応できる広さを確保し、児童生徒の相談にも対応可能な計画とします。

■印刷室

- 文書棚を設置するとともに、過年度文書や機密文書を保管できる鍵付き書庫又は耐火書庫を配置します。
- 教材準備などの作業が行えるスペースを確保します。

■研修室

- 全職員で研修可能な研修室を 1 室整備します。
- 会議等、使用を広く想定した室とします。

■相談室

- 相談室兼会議室として、6 人程度が利用可能な室を設けます。
- 進路相談・保護者対応に加え、クールダウンや不登校児童生徒への対応など多様な用途に対応可能とします。
- 職員室や保健室、昇降口に近接して配置します。
- 複数設ける場合、一か所に集中して設置せず校内に分散して設置します。

■スペシャルサポートルーム(SSR)

- 登校が困難な児童生徒の居場所として、前期課程及び後期課程用に各 1 室、普通教室の半分程度の規模の室を整備します。
- 可動間仕切りにより、集団指導と個別指導の双方に対応できる構成とし、プライバシーにも配慮します。
- 昇降口に近接して配置します。

■保健室

- 吐しゃ物処理等に対応するため、シャワー及び洗濯スペースを設けます。
- 室内にトイレを整備するか、近い場所にトイレを設けます。
- グラウンドを見渡すことができ出入りしやすい配置とし、救急搬送や早退時の対応が円滑となるよう車両アクセスに配慮します。
- 児童生徒または保護者の相談対応ができるように、相談室に近接した配置とします。

■放送室

- 校内の一斉放送や教職員・児童生徒がメディア制作などに使用可能な放送室を整備します。

■職員用更衣室

- 職員全員分のロッカーを設置します。

■職員用トイレ

- 職員室に近接した位置に設置します。
- 洋式トイレを基本とし、温水洗浄便座も検討をします。
- 清掃性・衛生性・耐久性・維持管理性に配慮した仕様とします。
- 多機能トイレを設置します。

【教育エリア】

■普通教室

- 1 学年 2 学級を基本とします。
- 1～4 年生教室は増築校舎に整備します。
- 学習の拡張や学年単位での活動に対応するため、近接した位置にオープンスペースや多目的室等を設けるなど、将来的に柔軟な対応ができる計画を検討します。
- 一斉授業、グループ活動、少人数学習等の多様な学習形態や外国語教育の推進など、桑折町の教育方針に対応できる教室とします。
- 採光や眺望等に配慮します。
- 学習への集中とプライバシーに配慮しつつ、廊下側からも学習活動の様子を見通せる開かれた教室環境とします。

■特別支援教室

- 外部からの騒音や視覚的刺激を抑え、児童生徒が安心して学習できる落ち着いた環境とし、普通教室の半分程度の規模を基本とします。
- 将来的な再編にも対応可能な教室とします。
- 個別指導やクールダウンにも対応できるように柔軟な空間構成とします。

■通級指導教室

- 指導効果を高めるため、外部からの騒音や視覚的刺激を抑え、児童生徒が安心して学習できる落ち着いた環境を確保します。
- 普通教室の半分程度の規模の室を整備します。

■多目的室

- 学習の拡張や学年単位での活動に対応するなど、将来的に柔軟な対応が可能なつくりとします。
- 「2-2-3-2」のブロック編成ごとに 1 室程度整備します。
- 会議室としての使用も考慮した計画とします。
- 学級増に対応できる計画とします。
- 少人数学習、習熟度別学習、個別支援、補充学習などに柔軟に活用できる計画とします。

■特別教室

- 特別教室の整備計画案のとおり、各特別教室を整備するとともに、1 年生から 9 年生が共用で使用する教室は、発達段階・授業内容・安全性・時間割運用に対応できる仕様とします。

■和室

- 生活科や音楽の授業、部活動などに活用できる和室を存続します。

■児童生徒用更衣室

- 男女別及び 1～4 年生、5～7 年生、8～9 年生用等、学年段階別に更衣室を設けます。
- 体育館・グラウンド・部活動等への動線を踏まえます。

■児童生徒用トイレ

- 洋式トイレを基本とし、温水洗浄便座も検討をします。
- 清掃性・衛生性・耐久性・維持管理性に配慮した仕様とします。
- 多機能トイレを設置します。

【地域開放エリア】

■大講堂

- 既存の醸芳中学校体育館を活用します。
- 外部からの直接利用を可能とします。

■小講堂

- 屋内運動場としても利用可能な小講堂を設けます。
- 講演や音楽活動にも利用可能な設備を設けます。
- 外部からの直接利用を可能とします。
- 校舎と接続し、全天候での移動を考慮した仕様とします。。
- 空調設備を導入します。

■コミュニティルーム(地域学校協働本部室)

- 地域ボランティアや教職員が気軽に相談できる開かれた拠点として 1 室整備します。
- 執務・作業・収納・給湯機能を備えた空間とします。
- 会議や打合せを行う空間を整備します。

■防災倉庫

- 既存の防災倉庫を活用します。

■メモリアルスペース

- 町立 4 小学校及び醸芳中学校の記念品等を展示するスペースを確保します。
- 再編前の学校の伝統を継承する空間とします。

【その他】

■図書室

- 居心地がよく開放的な空間とし、学習及び交流の拠点とします。
- 1 学級が調べ学習や探究学習を行えるようなスペースを確保します。
- 新校舎での設置を基本とし、全学年が利用しやすい配置とします。

■昇降口

- 滞留を防ぐため、複数箇所設けます。
- 雨や雪の日の長靴等の収納を考慮した靴箱を基本とします。

■廊下

- 十分な幅員を確保し、学習・交流施設としての機能も考慮します。

■エレベーター

- 怪我や病気、バリアフリーの観点から児童生徒・保護者・教職員・来校者が利用可能なエレベーターを新たに設置します。
- 給食配膳については、既存の給食用エレベーターを利用します。

■放課後児童クラブ施設

- クラブ室、静養室などの必要な諸室を設けます。
- 学校校舎とは別に独立した出入口を設けます。
- 図書室、小講堂、屋外運動場、低学年児童専用広場の利用を想定した計画とします。
- 保護者の送迎に対応できる動線計画とします。

【屋外】

■グラウンド

○必要面積を確保し、多用途に対応します。

■部室棟

○新校舎設置のために既存の部室棟を解体する場合は、新たに設置します。

■低学年児童専用広場

○児童が安心して運動や遊びが行えるように、遊具などを設置した低学年児童専用の運動場または広場等を設置します。

■プール

○外部施設のプール利用を前提とします。

■車路・駐車場・駐輪場

○歩車分離に配慮し、安全な動線計画とします。

○職員及び来校者が利用可能な駐車場を整備します。

■外構

○菜園スペースや花壇などを整備するとともに、自然と触れ合い過ごす場所にはベンチを設置するなど、子どもがくつろぐことができ、生活環境が豊かになるような空間とします。

○LED やソーラーパネルなどを利用した省エネルギー型の照明等を基本とします。

■必要諸室の整理

諸室名		室数等	備考
教室	普通教室	21	
	特別支援教室	10	普通教室の半分程度の規模
	通級指導教室	1	
	多目的室	4 程度	「2-2-3-2」の学年段階ブロックごとに 1 室程度整備
特別教室	理科室	3	
	音楽室	2	
	家庭科室	2	被服室と調理室を全学年で共用
	美術室	1	
	図画工作室	1	
	技術室	1	
	図書室	1	異学年交流拠点
管理部門	校長室	1	職員室の近くに配置
	職員室	1	
	事務室	1	職員室内に整備
	教師ステーション	適宜	増築校舎に設置
	保健室	2	全学年共用で 1 室にすることも検討
	相談室	適宜	
	スペシャルサポートルーム	2	
	研修室	1	
	配膳室	3	既存の室を利用
	職員用更衣室	2	男女別に設置
	職員用トイレ	2	男女別に設置
	用具室	適宜	
	印刷室/資料室	1	
	機械室	適宜	
その他	放送室	1	既存の室を利用
	和室	1	既存の室を利用
	児童生徒用更衣室	6	男女別及び学年 3 段階別に設置
	児童生徒用トイレ	適宜	施設のあり方による
	コミュニティルーム	1	地域学校協働本部に使用
	放課後児童クラブ施設	4	
	低学年児童用広場	1	
	メモリアルスペース	1	
	防災倉庫	1	既存の倉庫を利用
運動場	大講堂	1	既存の施設を利用
	小講堂	1	講演・音楽活動のほか、運動機能を整備
	武道場	1	既存の施設を利用
	グラウンド	1	既存のグラウンドを利用

5 構造計画の基本方針

義務教育学校における構造形式や耐震性能、用途可変性などの構造計画における基本的な考え方は以下のとおりです。

- 既存校舎はRC造 3 階建てであり、RC大梁にPCを採用しています。界壁の多くは乾式壁のため改修が可能です。
- 増築校舎は木造からRC造まで検討し、木造 3 階建ての場合は「特定準耐火建築物」の適用を検討します。
- 避難所や防災拠点としての役割を担うため、耐震安全性の目標として以下のとおりとします。

構造体	建築非構造部材	建築設備
Ⅱ類以上	A 類	乙類以上

※耐震安全性の基準については、国土交通省「耐震安全性の目標」をご参照ください。

- 将来の教室変更や用途転用に対応できる構造とします。
- 積雪荷重、季節風を考慮した外観計画とし、耐久性を確保します。
- 義務教育学校では、福島県産材の利用促進を図るため、校舎の内装等に県産木材を積極的に活用します。

6 設備計画の基本方針

既存設備機器をそのまま利用することを前提とし、今後、基本設計において大規模改修の可否検討を行います。長期にわたって活用できる機能を持った施設とするため、以下の項目に留意します。

電気設備

- 児童生徒や利用者の安全性、利便性を考慮し、安全・安定供給の可能な計画とします。
- ICT 教育推進に対応した設備の導入など、将来にわたって質の高い教育を提供することができ持続可能な施設となるよう計画します。
- 防災拠点として、災害時の使用継続性等に配慮した設備・システムの導入を基本とします。

空調設備

- 室毎の個別運転や運転管理が容易な設備・システムを検討します。
- 講堂の空調設備は、避難所機能の強化のため、災害時にも利用可能な熱源方式を基本とします。
- 経済性への配慮が高い設備・システムを基本とします。

給排水衛生設備

- 運転や保守管理の容易さに配慮した設備を基本とします。

第3章 事業スケジュール（案）

1 事業スケジュール(案)

事業スケジュールについては、以下のとおりです。令和12年4月の開校を目指し、今後具体的な検討を進めていきます。

なお、事業スケジュールはあくまで目標年度です。設計条件や事業手続き等の進捗状況によっては変更になる可能性があります。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
プロポーザル					
基本/実施設計					
建築確認申請					
解体・造成					
新築工事					
改修工事					
外構工事					

2 開校に向けて

造成や建設工事に際しては、現在の醸芳中学校の教育活動を妨げることなく、子どもの安全性を確保できる施工方法とします。

また、仮設校舎をつくらず、生徒や教職員が学校を使いながら工事を行う計画とします。

桑折町義務教育学校 基本構想・基本計画

令和 8 年 10 月

桑折町教育委員会 教育文化課 こども教育係
〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22 番地 7
TEL: 024-582-2403
MAIL: gimu@town.koori.fukushima.jp

献上
桃の郷[®]



桑折町
こおりまち